

令和元年度医療安全セミナー実施要綱

1. 目的

医療機関での医療提供時や在宅医療時における医療安全対策に関する知識等の修得により、医療機関の安全管理者等や在宅医療従事者の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

2. 開催日

令和元年11月19日（火）

3. 主催者

厚生労働省四国厚生支局

4. 後援

徳島県医師会、徳島県歯科医師会、徳島県薬剤師会、徳島県看護協会、徳島県香川県医師会、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県愛媛県医師会、愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会、愛媛県看護協会、愛媛県高知県医師会、高知県歯科医師会、高知県薬剤師会、高知県看護協会、高知県
(申請予定)

5. 開催場所

サンポートホール高松 「第1小ホール」
(香川県高松市サンポート2番1号 4F)

6. プログラム

別紙のとおり

7. 対象者

- (1) 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県内の医療機関（特定機能病院を含む。）において、医療安全管理体制の中心的役割を担う下記の者等。
 - ① 管理者（医療機関における管理者）
 - ② 医療安全管理者
 - ・医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任は問わない。
 - ・医療機関内で医療安全管理者を補佐するなど医療安全に関する実務に関わっており、今後、医療安全管理者としてその任に当たる予定の者も可とする。
- (2) 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県内の医療介護連携に関する事業所の責任者等（在宅医療を提供する事業所において医療安全対策に関わる者、介護事業所において医療と連携した業務に従事する者等。）。
- (3) 各県及び中核市において医療安全に関わっている者。

8. 開催規模

募集定員は280人程度とする（各県70人程度×4県）。

（内訳）

- ・7(1)については、50名程度
- ・7(2)については、20名程度
- ・7(3)については、原則として各1名

9. 受講者の決定

- (1) 四国厚生支局長は、各県知事より推薦のあった者について、8の開催規模を勘案して受講者を決定し、当該県知事に通知する。
- (2) 各県知事は、当該受講者に対して必要な事項を通知する。

10. 受講証明書

- (1) 当セミナーを受講した者のうち、希望する者には、受講証明書を発行する。
※このセミナーは、診療報酬制度の医療安全対策加算の施設基準にある「医療安全対策に係る適切な研修」に該当する。
- (2) 受講証明書の発行要件は、9の受講者決定通知を受けた者で、医療安全セミナーの各講演を受講した者とする。なお、遅刻、途中退席した講演については原則証明しない。
- (3) 受講証明書は、受講者の申請により発行する。なお、受講証明書の再発行は行わない。

11. 経費

当セミナーの開催に要する経費は主催者の負担とするが、受講者の旅費、食費、宿泊費等の経費は受講者の負担とする。